

令和元年

6月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和元年6月定例総会 会議録

1 日 時 令和元年6月13日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市役所 703号室

3 出席委員(28名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
		委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(1名)

12番 遠田 君雄 委員 25番 五十嵐直太郎 委員

5 事務局職員出席者

事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子 主事 高橋咲葵
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

7 議 事

議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第30号 農用地利用集積計画について
議第31号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○加藤事務局次長

おはようございます。

それでは、ただいまから令和元年6月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は、議会出席のため五十嵐会長と藤井事務局長が欠席となっております。

開会に当たりましては、齋藤会長職務代理者をご挨拶申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 職務代理者

(挨拶)

○加藤事務局次長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。また、同規定第3条により会長が欠席したときは職務を代理することとなっております。

齋藤会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、12番、遠田君雄委員、24番、五十嵐直太郎委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、22番、柿崎一美委員、23番、後藤保喜委員の両名に願います。

報 告 事 項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○加藤事務局次長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について、7件、2、農地法第5条届出書の受理について、5件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について、3件、以上15件について農地係長が説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書1ページをご覧ください。(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方願います。ございませんか。

(発言する者なし)

- 齋藤 均 議長
ないようですので、これで報告事項を終わります。

議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 齋藤 均 議長
これより議事に入ります。
議第28号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 加藤事務局次長
議第28号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。
- 阿彦農地主査兼係長
それでは、5ページをごらんください。
議第28号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、農業者年金への影響のあるものはございません。
それでは、酒田41番、親子になります。年金を伴わない経営移譲ということで、使用貸借権設定20年となります。
その下、酒田42番です。こちらも同じ世帯の親子となるものです。同じく、年金を伴わない経営移譲になりまして、使用貸借権の設定が10年となるものでございます。酒田以上です。
- 松山総合支所 門協調整主任
続きまして、松山7番、親子になります。申請事由は、経営移譲に伴う使用貸借権の再々設定で、期間は20年です。
以上になります。
- 齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告をお願いいたします。
- 20番 飯塚将人委員
20番、飯塚です。6月7日に、第2班による農地調査委員会を行っております。
議案28号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。
- 齋藤 均 議長
質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。
今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は見えていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

- 齋藤 均 議長
ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。何かございませんか。富樫さん。

○21番 富樫一彦委員
酒田42番、経営移譲の今回の許可申請の現地の数値の差というのは、これはどういう意味ですか。

○齋藤 均 議長
2261番ですか。

○21番 富樫一彦委員
合計面積についてです。

○齋藤 均 議長
事務局、説明をお願いします。

○阿彦農地主査兼係長
議案書の経営面積欄の経営自作の面積について、2万2,881.83平米に訂正をお願いします。申しわけございません。

○齋藤 均 議長
経営自作等の件です。22881.83ということで、訂正だそうです。
よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第28号 農地法第3条の許可申請について許可決定といたします。

議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○加藤事務局次長
議第29号 農地法第5条の規定による許可申請については、6件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長
それでは、7ページ、ごらんください。
議第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田13番です。浜中の畑1筆を太陽光発電敷地にて所有権移転の申請となっております。農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで、2種と判定してございます。許可基準は、周辺のほかの土地に立地するのが困難と考え、許可基準を満たしているものと考えます。別添資料をごらんください。

1 ページのほうですが、酒田13番の売買価格は10アール当たり20万5,000円です。

2 ページ、3 ページをごらんいただきたいと思います。場所については、酒田、13ページの案内図をごらんいただきますと、国道112号を広岡新田のほうに向かってまいりまして、庄内空港と旧湯野浜ランドの近くにあるところになってございます。

それで、位置図、字切図をごらんいただきたいと思います。山茶屋さんというお店の西側のところになってございまして、字切図のところで申し上げると、292-3が山茶屋の店舗が立っている土地になってございます。その下、北東側をこのたびパネル設置ということでの計画ということになってございます。なお、パネルの設置方法につきまして、支柱差し込みのグラウンドスクリュー型で、120センチの差し込みということでございます。パネル枚数は288枚です。平成30年12月に東北電力の系統連系の認可を得て、平成31年4月に東北経済産業局の認可とこのこととでございます。なお、パネルの設置の架台、台の角度は30度で設置するということとございまして、売電価格についても20年固定買い取り、18円という単価で出ております。また、支柱差し込みのための形態でございますので、雑草対策としては、年間3回の雑草刈り取りということでの費用を計上しているところとございます。

状況につきましては、後ほど、スライドでご説明していただきたいと思います。

では、議案書に戻っていただきます。

酒田14番と15番、関連ありますので一括でご説明いたします。

酒田14番、受け人は法人でございますが、この渡し人の方とこの会社の代表は同じ方とでございます。その下、続けて申し上げますと、同じく法人への使用貸借となるものでございます。こちらは浜中の畑について、この法人の資材置き場及び駐車場、また、資材置き場占有の敷地として使用貸借するものでございます。永久の設定となるものでございまして、農地区分が小集団の農地で公共投資の対象外となっているものですから、農地2種と判定しているところとございます。また、許可基準についても周辺のほかの土地に立地するのが困難ということで、許可基準を満たしているものと考えます。

なお、酒田15番の浜中の山林部分がございますが、こちらの現況は畑となっている部分とございまして、1筆のうち一部分設定となりますので、別添資料をごらんいただきたいと思います。

設定資料4ページ、5ページになります。

案内図から申し上げますと、場所が国道112号の鶴岡のほうに向かっていき、信号のところまで曲がると庄内空港に向かうところの信号近くとございます。

字切図をごらんいただきたいと思います。こちらの字切図の中、179-4が渡人の居宅の地番です。

この裏手のところの畑とその横の畑、いわゆる山林になって、現況は畑でございますが、山林地目になっているところを進入路と資材置き場等で利用するということとございます。

それと、一部分を使用貸借するというので、便宜上、この地番の設定を経営(A)というふうに表示していますが、その右隣のところも続けて1筆になっているものでございます。今回は、この太枠のところを使用貸借権設定ということになりまして、後ほどスライドをごらんいただきますと、この太枠のところ一旦農地が途切れているという状況になっておりますので、今後また、その使用貸借を設定した後の残地も菅原さんのほうで引き続き耕作していくというふう聞いております。詳しくは、また後ほど、スライドで説明したいと思います。なお、この法人は、地質調査及び地盤改良を行う会社でございまして、重機をかなり所有されておまして、それまでの駐車場が手狭になったため、この箇所にトラック9台、同時に重機6台ほど、ほか資材置き場として利用するということとございます。酒田は以上です。

○八幡総合支所 石塚専門員

続いて、八幡を申し上げます。

八幡1番、大蔵の田んぼ1筆につきまして、昨年度に県の河川砂防課発注の荒瀬川の災害復旧工事に伴い、工事用道路敷地及び建設機械等の置き場として、6カ月の転用という形での貸借を行うものでございます。農地区分は農振青地の優良農地に当たりますが、別添資料の6ページ、7ページをごらんください。

申請地は、八幡総合支所から東へ約4キロほどの国道344号を曲がる所に行つたところのほうでございますが、こちらにつきましては、7ページの案内図をごらんいただきますと、農地の脇に隣接住宅がございます。そこに市道及び農道等がございます。当初、庄内支庁のほうから酒田市への説明の段階では、工事用道路としては市道なり農道を使ってということで説明があつたようです。その際には、こういう農地転用不要という判断をしたものですから、特に指導等も行っていませんでしたが、業者のほうの判断で安全面、この道路、市道なりが非常に狭い道路でもございます。

それで、大型重機等が入る、土砂等の搬出を考えると、やはり安全面等も非常に問題があるということで、業者のほうでは隣接するこの今回の申請地の田んぼ一筆を借りまして、そこに工事用の道路、面積としては60平米ほどの仮設道路を、鉄板敷を敷いて仮設の道路を設置したものでございます。借用期間が4月19日から9月30日までということで、事前に申請がなかつたということで、施工業者である丸高さんにつきましては、始末書の提出も求めまして、提出をいただいております。また、土地改良区の意見書も5月末までに提出をいただいております。6ページの字切図を見ていただきますと、隣接農地、219番は同じ方の田んぼでありますので、同意書等はいただいております。なお、6カ月の賃借料のみという内容の文面でございます。以上でございます。

○五十嵐主査

続いて、平田地区です。8ページをごらんください。

平田3番、譲渡人と譲受人との関係は祖母と孫です。申請地は、北俣仁助新田、田1筆です。申請目的は住宅敷地です。一般住宅1棟を新築するもので、延べ床面積は152.36㎡です。権利は使用貸借権、農地区分は白地で、第2種農地の判定をしております。許可基準は、日常生活上、必要な施設で、集落に接続しているというものです。判断理由としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となつていない小集団の生産性の低い農地であるというものです。

それでは、別添資料8ページ、9ページをごらんください。

地図、案内図をあわせてごらんください。

申請箇所は、平田総合支所から6キロほど東へ進んだ北俣地内で、仁助新田のバス停が近くにある住宅地の中にあります。案内図をごらんいただくと、申請地の西側に阿部の記載がある住宅が譲渡人の住宅であり、譲受人の実家になります。

8ページ、字切図をごらんください。

申請地は太枠で囲まれた67-4で、実家である住宅は115になります。公道への出入りは、北側の道と書かれた場所の市道だけになります。この実家の住宅が建っている115と申請地の67-4の真ん中にある67-3は、以前、駐在所があつた場所で、地目は宅地です。この駐在所跡地をL字型に囲むように115と67-4にまたがり、住宅を新築するものです。115が併用地となります。

申請地の登記地目は田になっておりますが、土地改良区は地域外であることを確認済みです。また、申請地に隣接している農地としては、東側の113になりますが、隣接所有者から同意をいただいております。

それでは、議案にお戻りください。

議案8ページ、平田4番、申請目的は住宅敷地です。一般住宅1棟、延べ床面積125.9平方メートルを建設するに当たり、庭敷地として利用するものです。権利は所有権移転、農地区分は白地で、第2種農地の判定をしております。許可基準は、日常生活上、必要な施設で、集落に接続しているというものです。判断理由としては、中山間地域等に存在する農協公共投資の対象となつていない小集団の生産性の低い農地であるというものです。

別添資料1ページ、価格表をごらんください。

売買価格、平田4番、10アール当たり303万円です。

10ページ、11ページ、地図、案内図をあわせてごらんください。

申請箇所は砂越駅から1キロほど南東へ進んだ砂越地内で、県道砂越余目線から東の市道に60m入つた住宅地の中にあります。字切図をごらんください。

北側の右上斜めに道と記載のあるところが市道になります。申請地は黒く塗られた番地で、市道からは離れた場所になっております。市道に接続している93-1の土地の記載のあるところが宅地になります。この宅地と同一の所有者の土地であるため、公道から離れた場所でも宅地と一体化して利用されてきた場所になります。

このたび、建物は解体、更地として一緒に売り出されたものです。買い手である譲受人は93-1に住宅1棟を建設し、申請地は庭敷地として利用するというものです。

農地としては面積が狭小で、これまでも住宅と一体化して利用されており、生産性の低い農地であること、また、登記地目が畑であるこの土地が、この機会に売れ残ってしまった場合、先ほども申し上げましたが、公道から奥まった場所にあるため、ほかの所有者の敷地を通行しなければこの農地を耕作することができないこと、位置からして管理することさえ難しくなるため、耕作放棄地になるおそれも考えられるので、住宅敷地と一体化して利用することは妥当であると考えております。

申請地に隣接する農地は、521-3になりますが、隣接所有者から同意をいただいております。以上、平田2件です。

それでは、ご説明いたしますので、審議の参考にさせていただきますようごらんください。
(スライドを映写) スライドは以上です。

○齋藤 均 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第29号 農地法第5条の規定による許可申請については、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

初めに、酒田13番について、19番、五十嵐弘樹委員お願いします。

○19番 五十嵐弘樹委員

6月3日、事務局と私と現地の調査を行いまして、酒田13番のほうは、山茶屋さんが商売しているため、反射熱とか、そういう部分で迷惑がかからないのかなという部分と、あと防風林帯の心配をしておりました。地権者も隣地の山茶屋さんの承諾がなければ売らないとのことでしたが、大丈夫ですよということでありましたので、申請ということになりました。審査をよろしく願います。酒田14番の部分は、現地調査の際も周りの周辺には影響がないということでもありますので、浜中の農振の許可ももらっているということでもありますので、よいのではないかとということでもあります。審議のほどよろしく願います。

○齋藤 均 議長

続いて、八幡1番について、8番、池田良之委員お願いします。

○8番 池田良之委員

当初の計画から変更になって、手続上、ちょっと書類の申請などもおくれて始末書の案件になってしまいましたが、周辺の農地への影響もなく大丈夫だと思いますので、よろしく審議のほどお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、8ページに入って、平田3番について、23番、後藤保喜委員お願いします。

○23番 後藤保喜委員 23番、後藤です。

6月30日に、4名で現地確認しました。スライドでも見てのとおり、前駐在所があったところで、隣の113番の農地のことなんですけれども、梅の木とか栗の木が生えている農地で隣の農地にも全く影響もないと思われまして、転用しても問題ないといえますので、審議のほどよろしく願います。

○齋藤 均 議長

続いて、平田4番について、9番、土田治夫委員お願いします。

○9番 土田治夫委員

9番、土田です。平田3番と同じメンバーで、現地確認しております。
事務局の説明のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。

議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第29号 農地法第5条の規定による許可申請については、全て許可決定といたします。

議第30号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第30号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○加藤事務局次長

議第30号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転、1件、(2)利用権の設定、7件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

議案書9ページになります。

議第30号 農用地利用集積計画についてです。1、一般事業、(1)所有権の移転。
計画予定日は、令和元年6月17日の予定です。

広野4番、10a当たり単価65万円、総額317万9,800円の所有権移転となるものでございます。

移転時期、支払い時期は、令和元年6月25日の予定でございます。

10ページをお開きください。八幡、お願いします。

○八幡総合支所 石塚専門員

一般事業の利用権設定ということですが、八幡76番、農事組合法人農友前川が従来、JA通しでなかったものを今回、切り替えるための申請でございます。

以上でございます。

○松山総合支所 門脇調整主任

続いて、松山71番、松山72番、2件とも農協通しの更新で、地目が田、期間が10年となっております。
価格については、松山71番が6,000円、松山72番が1万1,000円です。以上になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田地区です。

平田地区、全部で4件です。4件とも農協経由なしの5年の更新になっております。

平田93番、次のページの94番、同じ受け人になります。賃借料は両方とも3,000円です。

平田95番、こちらの賃借料も3,000円です。

平田の96番、賃借料9,000円です。

以上、平田4件です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第30号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

庄内みどり農業協同組合を経由した転貸の議案について審議します。

11番、佐藤茂樹委員は、議長が指名した以外の発言と採決参加について制限いたしますので、ご留意ください。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

庄内みどり農業協同組合を経由した転貸の議案について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、庄内みどり農業協同組合を経由した転貸の議案については、計画決定といたします。

11番、佐藤茂樹委員の発言と採決参加についての制限を解除いたします。

続きまして、これまで計画決定した議事参与制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

先ほど決定した議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第30号については全て計画決定となりました。

議第31号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

続きまして、議第31号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○加藤事務局次長

議第31号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定については、農林水産省の局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、毎年点検・評価を行うものです。議案書12ページからご説明いたします。議案書12ページには、会長名の提案がございますが、その様式につきましては、13ページ以降になります。

この内容につきましては、平成30年3月に平成35年度を目標とした最適化の推進に関する指針を策定しました。その単年度ごとのより具体的な活動について、目標及びその達成に向けた活動ということで前年度の点検と評価を行い、当該年度の活動計画を立てるものでございます。この内容につきましては、5月の協議会のほうで協議案件として出てきましてご協議いただきましたので、詳細につきましてはの説明は割愛させていただきます。

なお、議案書の22ページをごらんください。

こちらの下半分でございます。Ⅲ、新たな農業経営を営もうとすることの参入促進。上の2番です。令和元年度の目標及び活動計画ということで、新規参入の活動報告、参入目標数、参入目標面積、活動計画を記載するものでございます。これにつきましては、5月の協議会のご提案した案につきましては、1経営体の0.5ヘクタールとなっていましたところを、既に5月の総会で2経営体ございましたので、こちらのほうを最低限ということで参入目標にするという確認をいただいたところですので、それを踏まえまして、参入目標数2経営体、参入目標面積も5月の総会の案件を参考にいたしまして20.0ヘクタールというふうに改めております。5月協議会から改まってここだけでございますので、以上の説明を轄愛させていただきたいと思っております。

以上、ご協議よろしく申し上げます。

○齋藤 均 議長

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。
よろしいでしょうか。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第31号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第31号については決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和元年6月定例総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前 10時24分 閉会)